

バークレイズ社債／インカム戦略ファンド2024-04

愛称 フライトインカム2024-04

単位型投信／内外／資産複合／特殊型(条件付運用型)



ファンドは特化型運用を行います。

お申込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をよくご覧ください。

投資信託説明書(交付目論見書)のご提供・お申込みは

 ひろぎん証券

ひろぎん証券株式会社
金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号
加入協会：日本証券業協会

設定・運用は

 SOMPOアセットマネジメント
安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

大切なお金のこと、考えてみませんか？

5年定期預金の平均金利

年0.049%※

※2024年1月31日時点、預金額300万円未満の場合
出所：日本銀行

預貯金で増やすには
難しい環境に!

お客さまはどんなお考えをお持ちですか？

- 将来に向けて資産形成は必要だと思うが、大きなリスクは取りたくない。
- 安定した分配金・利金が欲しい。
- 現状、保有している預金や国債の金利に満足していない。
- 満期のある商品の方が良い。
- 為替のリスクは取りたくない。

ひとつでも
当てはまる場合は
こちらへ➡



ファンドの3つのポイント

償還時 元本確保 を目指す

約5年後の満期償還時に
投資元本100%確保を目指します。

一般的な銀行よりも自己資本を積むよう要求されている「グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)」などを投資対象とすることで、投資元本の確保を目指します。

※当ファンドが繰上償還となる場合、円建債券は時価で換金されるため、投資元本を下回る場合があります。

※円建債券の発行体が債務不履行等となった場合や、円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等には、投資元本を下回ります。

魅力的な 分配金

パークレイズ銀行社債から支払われる
固定クーポン^{*}を原資として年1回の
安定的な分配金(円建て、信託報酬等控除後)
の確保を目指します。

※設定タイミングの諸条件(円金利水準、パークレイズ銀行及びCDS取引の参照銘柄の信用力・流動性等)によって決定します。

パークレイズ 銀行の 社債に投資

パークレイズ銀行社債への投資で、
円ベースでの安定的なリターン^{*}の
獲得を目指します。

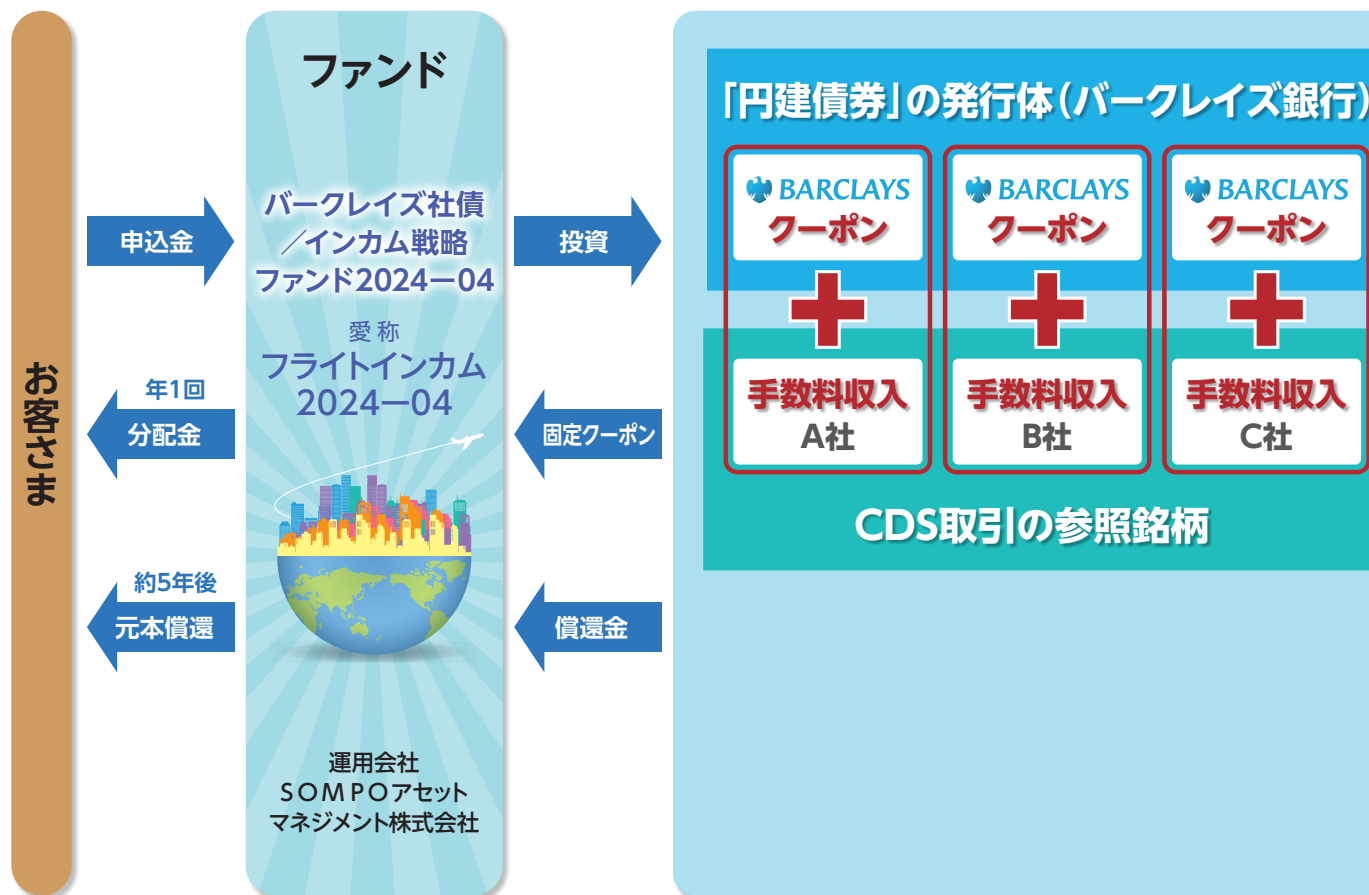
※以下の①、②を原資とします。

- ①パークレイズ銀行の支払うクーポン
- ②CDS取引の参照銘柄の手数料

Flight
Income

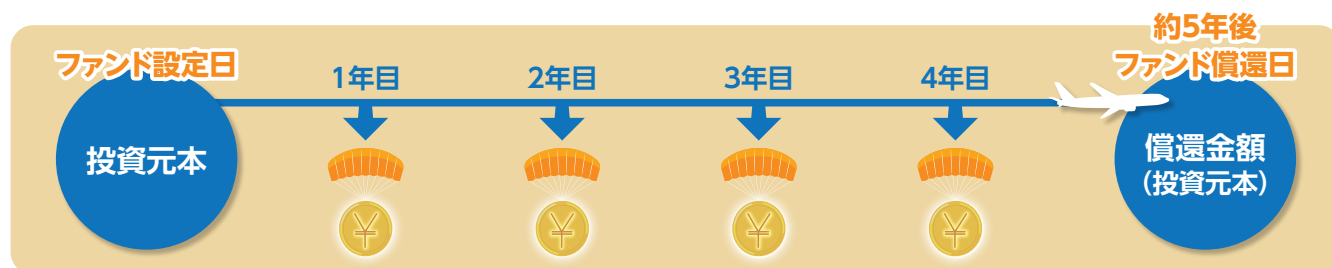
ファンドの概要

■ファンドは、債券の発行体であるバークレイズ銀行からのクーポン収入に、投資適格以上の企業の信用リスクを引き受けることによるCDS取引※の手数料収入(以下「手数料収入」といいます)を上乗せした債券を保有します。



分配金の支払いイメージ

約5年後に元本確保を目指します。



ファンド設定後の円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄および固定クーポンの水準はこちらからご覧いただけます。

(2024年5月1日以降開示予定)

<https://www.sompo-am.co.jp/dat/fund/7193/rate.pdf>



※満期まで保有することを前提とし、原則として円建債券の銘柄入替は行いません。

※投資する債券の発行体が債務不履行等となった場合には、投資元本を下回ります。信託期間中にファンドを解約した場合には、解約価額が投資元本を下回る可能性があります。

※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。



モデルポートフォリオ (期間約5年)

出所: バークレイズ銀行

銘柄名	国	発行体格付け	クーポン
バークレイズ銀行	英国	A+	0.94%



銘柄名	国	発行体格付け	手数料収入合計
バンク・オブ・アメリカ	米国	A-	0.66%
シティグループ	米国	BBB+	
ゴールドマン・サックス・グループ	米国	BBB+	



固定クーポン	1.60%
--------	-------

信託報酬0.407%控除後

1.19%

CDS取引の参照銘柄、クーポンならびに手数料収入は2024年2月7日時点のモデルポートフォリオであり、実際には設定時の市場動向等により決定されます。

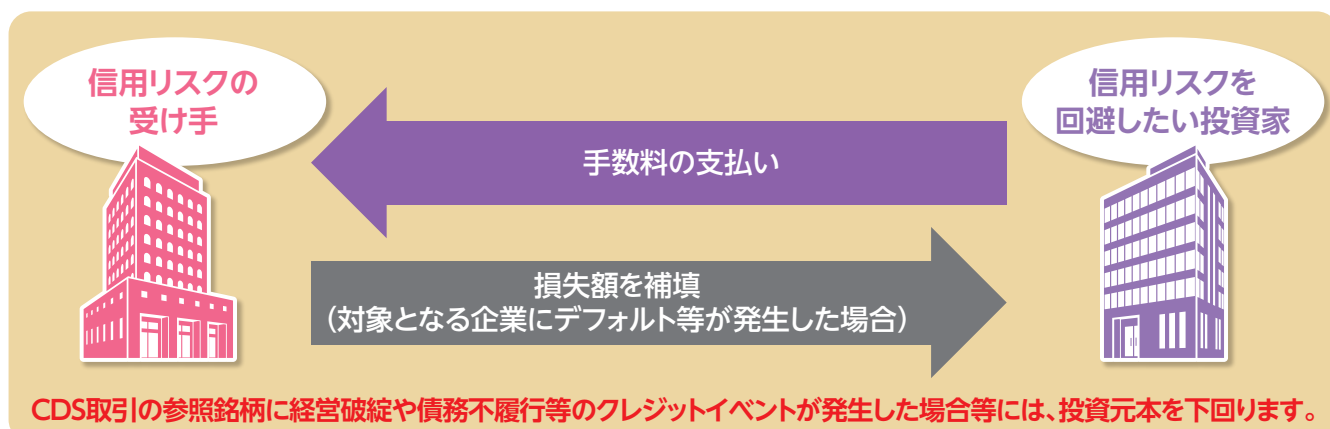
※発行体格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチ、R&I、JCRの格付けのうち最も低いものを採用しています。

※CDS取引の詳細はP9の「クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引とは」をご参照ください。

上記は過去の実績等を示したものであり将来を示唆あるいは保証するものではありません。

CDS取引のイメージ

CDS取引とはクレジット・デフォルト・スワップの略です。企業等の信用リスクを売買する取引のことで、CDS取引の売り手は一定の手数料が貰える一方、対象となる企業に債務不履行(デフォルト)等のクレジットイベントが発生した場合には金利や元本に相当する損失額を補填する取引となります。



上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

発行体の高い信用力

■当ファンドは、世界の金融システムや経済に与える影響が極めて大きい、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)“Global Systemically Important Banks”として金融安定理事会が認定した金融機関を投資対象とします。

G-SIBs (2023年)

JPモルガン・チェース	米国	交通銀行	中国
バンク・オブ・アメリカ	米国	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米国
シティグループ	米国	BPCEグループ	フランス
HSBC	英国	クレディ・アグリコル・グループ	フランス
中国農業銀行	中国	ING銀行	オランダ
中国銀行	中国	みずほフィナンシャルグループ	日本
バークレイズ	英国	モルガン・スタンレー	米国
BNPパリバ	フランス	カナダロイヤル銀行	カナダ
中国建設銀行	中国	サンタンデール	スペイン
ドイツ銀行	ドイツ	ソシエテ・ジェネラル	フランス
ゴールドマン・サックス	米国	スタンダードチャーターズ	英国
中国工商銀行	中国	ステート・ストリート	米国
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	三井住友フィナンシャルグループ	日本
UBS	スイス	トロント・ドミニオン銀行	カナダ
		ウェルズ・ファーゴ	米国

出所:金融安定理事会(FSB)

参照銘柄の一例

バンク・オブ・アメリカ

1784年創業のノースカロライナ州に本社を置く銀行です。米国を主要拠点に銀行業務、投資・資産運用、リスク管理商品などの多様な金融サービスを提供しています。

発行体格付け **A-**

シティグループ

1812年創業のニューヨークに本社を置く総合金融サービス持株会社です。世界各地の顧客を対象に個人向け証券仲介や法人向け銀行、資金管理、投資銀行などの多様な金融サービスを提供しています。

発行体格付け **BBB+**

ゴールドマン・サックス

1869年創業のニューヨークに本社を置く総合金融サービス会社です。世界中の企業、金融機関、政府機関、個人などを対象に多岐にわたる幅広い金融サービスを提供しています。

発行体格付け **BBB+**

イラストはイメージです。

※発行体格付けは2024年2月7日時点。ムーディーズ、S&P、フィッチ、R&I、JCRの格付けのうち最も低いものを採用しています。
出所:バークレイズ銀行、各社ホームページ

投資対象市場における代表的な企業の紹介を目的としたものであり、必ずしも当ファンドのCDS取引の参照銘柄とは限りません。また、記載銘柄の推奨および個別銘柄の売買の推奨を行うものではありません。



バークレイズ銀行のご紹介

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行体格付け

※2024年2月7日時点

※発行体格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチ、R&I、JCRの格付けのうち最も低いものを採用しています。

出所：バークレイズ銀行

A+

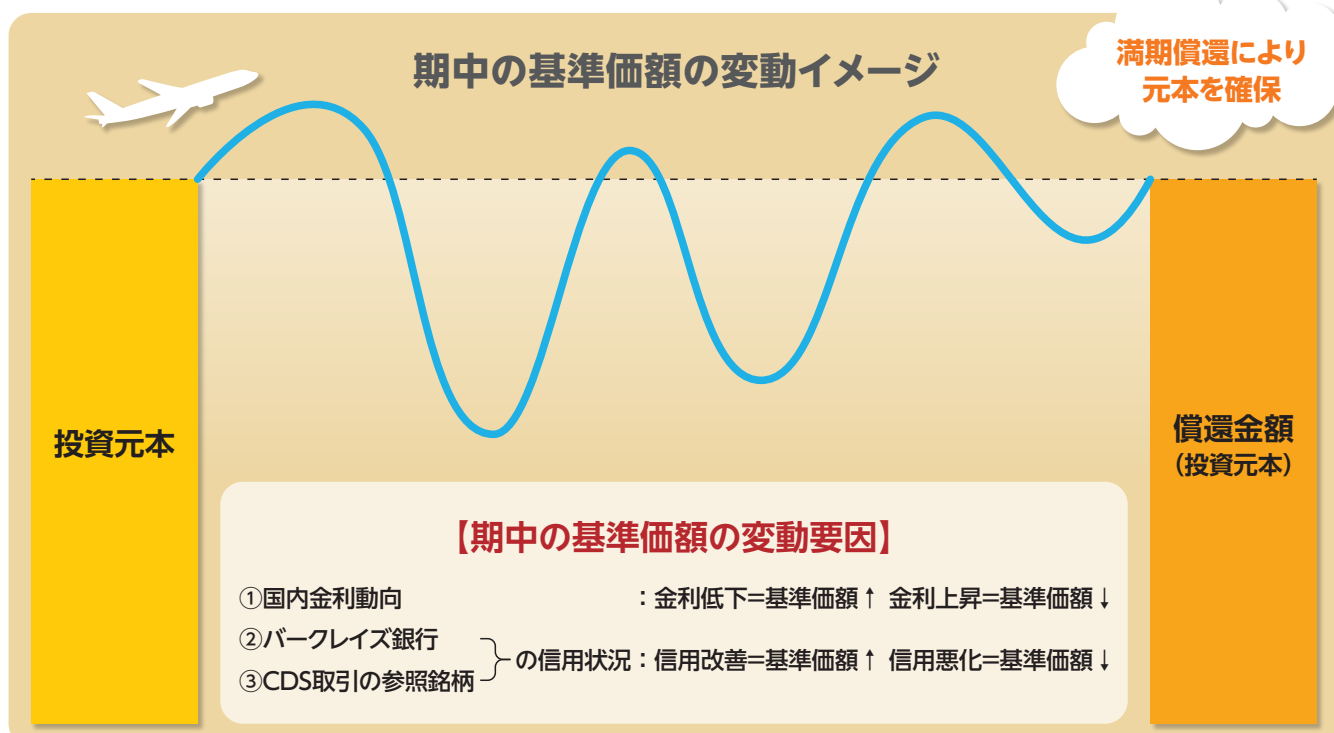


バークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。



基準価額の変動要因と元本割れリスク

- 基準価額の変動要因は①国内金利動向、②バークレイズ銀行の信用状況、③CDS取引の参照銘柄の信用状況の主に3つです。
- バークレイズ銀行もしくはCDS取引の参照銘柄のどちらかが債務不履行等となった場合には繰上償還を行うため、投資元本を下回ります。
- 期中に解約した場合、基準価額の状況次第で投資元本を下回る可能性があります。

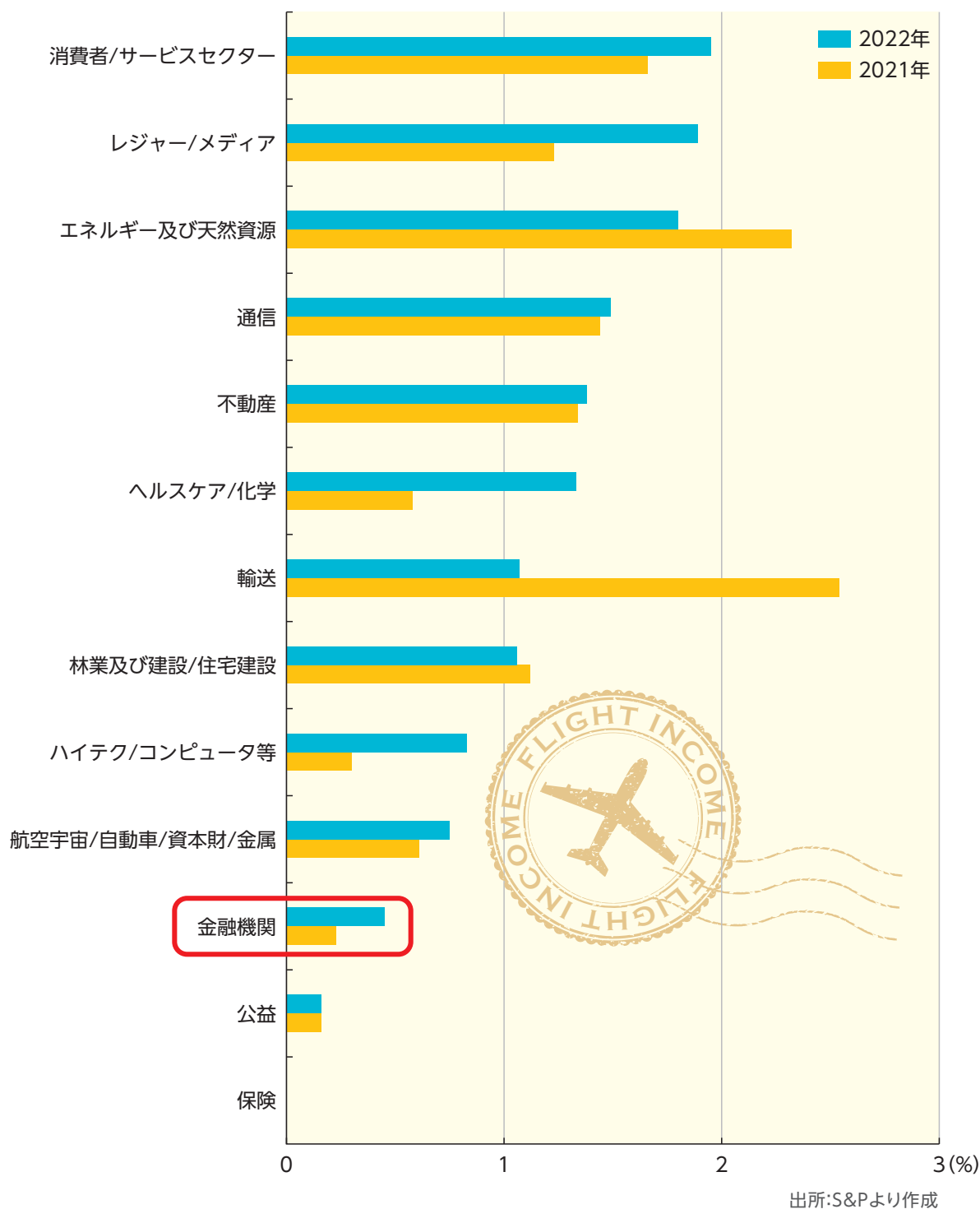


上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

(ご参考) 金融機関は相対的に低いデフォルト率

ファンドが投資対象とする金融機関はデフォルト率が相対的に低く、倒産しにくい企業であるといえます。

業種別デフォルト率



上記は過去の実績等を示したものであり将来を示唆あるいは保証するものではありません。

無登録格付けに関する説明について



格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

スタンダード&プアーズ

■格付会社グループの呼称について

S&Pグローバル・レーティング(以下、「S&P」といいます。)

■同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称および登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

ムーディーズ

■格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」といいます。)

■同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称および登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ
(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものでもなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

フィッチ

■格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」といいます。)

■同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称および登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ
(<https://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。



1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する円建債券(以下「円建債券」といいます)を主要投資対象とし、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額について、元本確保※を目指します。

※信託期間中に当ファンドを解約した場合等は、市況動向等によっては解約価額が投資元本を下回る場合があります。

※当ファンドが繰上償還となる場合、円建債券は時価で換金されるため、償還価額が投資元本を下回る場合があります。

※円建債券の発行体が債務不履行等となった場合や、円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等には、当ファンドの基準価額が投資元本を下回る場合があります。

2 円建債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として円建債券の銘柄入替は行いません。

●年2回の利払い時のクーポンレート(利率)は、円建債券の取得時におけるわが国の金利状況、円建債券の発行体および円建債券が組み入れるクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引の参照銘柄の信用力によって決定されます(クーポンレート(利率)は固定)。CDS取引の参照銘柄は、円建債券の取得時において、原則として、BBB-格相当以上とします。

投資対象円建債券について

①バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行します。

②償還日:2029年3月30日

③年2回(毎年4月10日、10月10日)の利払いが行われます。

・初回の利払日:2024年10月10日、最終利払日:2029年3月30日。

④組み入れるCDS取引の参照銘柄の信用力に影響を受けます。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引とは

- ・企業などの信用リスクを売買するデリバティブ(金融派生商品)取引で、投資対象の破綻等に備えた保険の機能を持ちます。
- ・クレジット・デフォルト・スワップの買い手は売り手に一定の手数料を支払う一方、対象となる企業等(参照銘柄)に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合には、クレジット・デフォルト・スワップの売り手は買い手に、金利や元本に相当する「保険金」を支払います。
- ・なお、当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、クレジット・デフォルト・スワップの売り手となります。

3 円建債券の発行体が債務不履行等となった場合、円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等は、円建債券の資金化を行い繰上償還※します。

※繰上償還を行う場合は、円建債券は時価で換金されるため、当ファンドの償還価額が投資元本を下回る場合があります。

4 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

●決算日は原則4月20日。休業日の場合は翌営業日とします。

●必ず分配を行うものではありません。

《分配の基本方針》

決算期毎にインカム収入※を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※インカム収入とは、債券の利子収入等をいいます。

・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。

・投資対象資産の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

■当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄※が存在するファンドをいいます。

※支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。)が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

・当ファンドは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する複数の円建債券に集中投資を行いますので、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが債務不履行等となった場合には、大きな損失が発生することがあります。また、それぞれの円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄についても、集中投資を行うため、参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等は、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの主なリスクと留意点

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

価格変動 リスク	公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組み入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用 リスク	公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組み入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等は、その影響を大きく受け、基準価額が大きく下落する可能性があります。
流動性 リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
銘柄集中 投資の リスク	当ファンドはパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する複数の円建債券に集中投資を行います。またそれぞれの円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄についても、集中投資を行います。そのため円建債券の発行体が債務不履行等となった場合や、円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等には、大きな損失が発生することがあります。
早期償還 リスク	円建債券の発行体が債務不履行等となった場合、円建債券が組み入れるCDS取引の参照銘柄に経営破綻や債務不履行等のクレジットイベントが発生した場合等は、円建債券の資金化を行い繰上償還します。その場合、円建債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。なお、当ファンドにおいては、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する円建債券を主要投資対象とします。

[パークレイズ社債/インカム戦略ファンド2024-04] (以下「当ファンド」といいます。)は、SOMPOアセットマネジメント株式会社が設定及び運用を行います。パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその関連会社(以下「パークレイズ」と総称します。)は、当ファンドの設定又は運用に関与しておらず、当ファンドの設定又は運用に関して何ら責任又は義務を負いません。パークレイズは、当ファンドの受益者その他の第三者に対し、パークレイズ社債その他の有価証券等に対する投資の適否又は当ファンドに対する投資の適否について、明示又は黙示を問わず、いかなる表明又は保証も行わず、当ファンドの投資について何ら責任を負いません。

お申込みメモ

購入の申込期間	2024年4月1日から2024年4月25日まで
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	1口あたり1円
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
換金申込不可日	・ロンドン、ニューヨーク、シンガポールの銀行のいずれかの休業日 ・欧州自動即時グロス決済システム(TARGETシステム)の休業日
信託期間	2029年4月20日まで(設定日 2024年4月26日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
決算日	原則、4月20日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2025年4月21日です。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ●課税上は株式投資信託として取扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。 ●配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

お客さまにご負担いただく手数料等について

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 1.65%(税抜1.5%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.407%(税抜0.37%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

●当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社 SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。信託財産の運用指図等を行います。

電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス:<https://www.sompo-am.co.jp/>

受託会社 野村信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。